平成18年６月12日

株　主　各　位

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
株式会社 光通信
代表取締役会長　重　田　康　光

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。
　さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法によりご行使いただくか（次頁ご参照）、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、平成18年６月26日（月曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成18年６月27日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区白金台一丁目１番50号
ラディソン都ホテル東京　地下２階「醍醐」の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．会議の目的事項
報告事項　１．第19期（自平成17年４月１日至平成18年３月31日）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第19期（自平成17年４月１日至平成18年３月31日）貸借対照表及び損益計算書報告の件
決議事項
第１号議案　第19期利益処分案承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　取締役の報酬額改定の件
第５号議案　取締役に対しストックオプションとして発行する新株予約権の決定を取締役会に委任する件
第６号議案　従業員及び顧問に対しストックオプションとして発行する新株予約権の決定を取締役会に委任する件

以　上

◎お 願 い　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎お知らせ　当社ではインターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレスhttp://www.hikari.co.jp/hikari/invest/index.html）において招集通知を提供しております。
なお、株主総会参考書類、営業報告書、貸借対照表、損益計算書及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。

【電磁的方法により議決権を行使される場合のお手続きについて】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトＵＲＬ】　http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成18年６月26日（月曜日）午後５時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるよう、お願い申しあげます。

4．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回数、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上又はNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国 Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申しあげます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】　0120-186-417　（24時間受付）

＜住所変更等用紙の請求＞　0120-175-417（24時間受付）

＜その他の照会＞　0120-176-417（平日９：00～17：00）

（添付書類）

営　業　報　告　書

（自　平成17年４月１日
至　平成18年３月31日）

Ⅰ．企業集団の営業の概況

１．企業集団の営業の経過及び成果

当営業年度におきましては、前期に引き続き法人事業及び保険事業の規模拡大に注力いたしました。また、昨今の投資事業組合を取り巻く情勢変化に鑑み、投資事業組合運営に関する情報開示の要請が高まるなか、その運営状況の透明性を高める主旨で監査法人と協議した結果、当社子会社の㈱エイチ・ティ・シー他が運営し一部当社が出資しているベンチャー・キャピタルファンドを連結子会社といたしました。

その結果、売上高は192,837百万円（前期比12.8％増）、営業利益は27,344百万円（前期比26.0％増）、経常利益は29,908百万円（前期比1.1％増）、当期純利益は20,569百万円（前期比5.7％増）となりました。

（法人事業）

複写機を中心としたOA機器の販売、マイラインやブロードバンド回線等の通信サービスの販売、インターネット広告の企画・販売を中心に、中小企業を主な顧客層として事業展開しております。OA機器の販売におきましては、安定的な買い替え需要に支えられていることを背景に、より変化の急速な通信サービスの販売部門や保険事業への営業人員の配置換えを行いました。その結果、当期における複写機の販売台数は31,769台（前期41,570台）となりました。一方で、営業人員当たりの生産性の向上やカラー機の販売比率を高める等、収益性の向上への取り組みが奏功し、カラー機の販売比率は31.0％（前期16.7％）に達しました。テレマーケティング手法による通信回線の販売では、中小企業のブロードバンド化に対する需要の高まりを背景に、堅調に推移いたしました。これらの結果、当期の法人事業の売上高は84,217百万円（前期比6.5％減）、営業利益は13,162百万円（前期比21.4％増）となりました。

（保険事業）

テレマーケティング手法による保険契約の取次ぎを行っております。当期におきましては、引き続き堅調な医療保険市場を背景に営業体制の大幅な拡大に努めました。コールセンターの増設も積極的に行い、営業体制拡大への投資を先行的に行いました。この結果、当期の営業オペレーター数は、前期末と比較して約２倍の3,000名に達し、当期の保険事業の売上高は14,537百万円（前期比84.8%増）、営業利益は2,912百万円（前期比20.6%増）となりました。

（ＳＨＯＰ事業）

携帯電話の販売を中核に、全国で展開する店舗を主な販路とした販売事業を行っております。国内の携帯電話普及率の高まりとともに、新規契約者数は減少し、市場環境は厳しさを増しております。当期のSHOP事業の売上高は86,842百万円（前期比15.0%増）、営業利益は3,760百万円（前期比22.5%減）となりました。

（ベンチャーファンド事業）

ベンチャーファンド事業におきましては、当社子会社㈱エイチ・ティ・シーの運営するベンチャー・キャピタルファンドの投資先である㈱一休の株式公開により、高いリターンを得ることができました。その結果、ベンチャーファンド事業の売上高は11,359百万円、営業利益は6,359百万円となりました。
（なお、当期より当社子会社が運営するベンチャー・キャピタルファンドを連結の範囲に加えたため、前期との比較は行っておりません。）

２．設備投資の状況

当営業年度において重要な設備投資は行っておりません。

３．資金調達の状況

平成18年２月、第７回無担保普通社債を発行し、総額100億円の資金調達をいたしました。この起債は、資金調達手段の多様化と、今後の機動的な調達のための環境作りを実現するためのものです。

４．企業集団の対処すべき課題

（法人事業）

OA機器市場は、比較的成熟しており安定的な買い替え需要に支えられた市場です。このような市場環境において、当社グループが同事業で成長を維持していくためには、潜在顧客を含めた顧客データベースの精度を高め、買い替え時期や提案内容等の更なる絞込みを行い、より効率的な販促活動を実現することが重要であります。また、既存顧客との継続的な取引関係を維持するために、サポート体制の強化や二次商材の提案を行ってまいります。また、変化の激しい通信・インターネット関連市場においては、市場の動向に即応した人材の確保とスピードのある人材育成を行っていくことが課題であります。

（保険事業）

保険事業におきましては、「第三分野」保険を中心とした市場の成長に伴い、業績は順調に推移しておりますが、事業の拡大スピードに応じた管理体制の強化と人材の育成が課題であります。また、高度な個人情報を日々取り扱っているため、顧客情報の適切な管理とセキュリティーシステムの見直しを継続的に行っていく必要があり、従業員においても情報管理に関する研修の徹底と意識向上を図ってまいります。

（ＳＨＯＰ事業）

日本における携帯電話及びPHSの総契約数は、平成17年３月には9,000万件を超え、国民普及率も70％に達し、成熟期に移行したと言えます。このような事業環境のもと、店舗のコスト管理を継続するとともに、その他の商品・サービスを店舗の商材として付加する等の施策が必要となっております。また、将来的に予想されるナンバーポータビリティーや新規の通信事業者参入等によって生じる市場変化に、即応できる体制作りを行ってまいります。

５．営業成績及び財産の状況の推移

①　企業集団の営業成績及び財産状況の推移

区　　分	第15期 (自 平成13年９月１日 至 平成14年３月31日)	第16期 (自 平成14年４月１日 至 平成15年３月31日)	第17期 (自 平成15年４月１日 至 平成16年３月31日)	第18期 (自 平成16年４月１日 至 平成17年３月31日)	第19期(当期) (自 平成17年４月１日 至 平成18年３月31日)
売上高(百万円)	71,058	124,105	145,995	171,009	192,837
営業利益(百万円)	3,805	10,269	17,068	21,702	27,344
経常利益(百万円)	△　1,524	3,403	19,628	29,596	29,908
当期純利益(百万円)	△　16,115	△　7,922	10,626	19,466	20,569
１株当たり当期純利益(円)	△　429.45	△　171.13	187.99	333.40	349.80
総資産(百万円)	169,937	122,078	101,068	147,005	183,612
純資産(百万円)	55,846	53,028	71,748	88,530	116,424
１株当たり純資産(円)	1,220.03	1,026.45	1,248.57	1,532.48	2,000.46

②　当社の営業成績及び財産状況の推移

区　　分	第15期 (自 平成13年９月１日 至 平成14年３月31日)	第16期 (自 平成14年４月１日 至 平成15年３月31日)	第17期 (自 平成15年４月１日 至 平成16年３月31日)	第18期 (自 平成16年４月１日 至 平成17年３月31日)	第19期(当期) (自 平成17年４月１日 至 平成18年３月31日)
売上高(百万円)	19,784	31,791	34,496	53,490	26,204
営業利益(百万円)	4,494	6,232	6,011	15,184	4,334
経常利益(百万円)	2,911	4,017	10,009	23,588	11,938
当期純利益(百万円)	△　13,171	△　7,686	2,431	4,440	6,390
１株当たり当期純利益(円)	△　350.81	△　166.00	43.02	72.02	104.26
総資産(百万円)	173,896	123,579	105,814	123,561	161,141
純資産(百万円)	77,393	74,505	85,064	86,636	100,171
１株当たり純資産(円)	1,690.03	1,442.17	1,480.30	1,499.58	1,720.31

（注）１．損失の場合は、数値の前に△を表示しております。
２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、また１株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。第15期より「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則の一部を改正する省令」（平成13年９月12日公布法務省令第66号）により、自己株式の貸借対照表の計上区分が資産の部から資本の部の控除項目に変更されたことに伴い、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産の金額は発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
３．平成14年３月29日に開催された臨時株主総会において決算期を８月期から３月期へ変更したため、第15期は７ヶ月間となっております。
４．第15期においては、決算期の変更により７ヶ月間のため、売上高、営業利益は減少しておりますが、販売店舗網の統廃合等のリストラクチャリング効果により、営業利益率は改善いたしました。一方、長引く株式市況の低迷等厳しい経済情勢が続くなか、投融資資産に対する減損処理及び引当金の設定を、前期に引き続き実施しました。その結果、当期純損失となり、総資産及び純資産は減少しております。また、資本の増強を目的として、平成14年３月に第三者割当増資を実施し、約100億円の資金調達をいたしました。
５．第16期においては、採算性を重視した携帯電話の店舗網の整備を行い、「インショップ」形態の店舗出店による拡販に努めました。また、複写機を中心としたOA機器の販売では、引き続き経営資源を集中し営業体制の強化を図った結果、売上高・営業利益は増加しました。しかしながら、引き続き投融資資産に対する減損処理及び引当金の設定を行った結果、当期純損失となり総資産及び純資産は減少しております。また、資本の増強及び社債償還の原資を確保するために、平成15年３月に第三者割当増資を実施し、約50億円の資金調達をいたしました。
６．第17期においては、法人事業の拡大により売上高・営業利益は増加しました。また、投融資資産に対する減損処理及び引当金を追加設定する一方で、投資回収も進み投資有価証券売却益を計上したため、当期純損益は黒字化を果たし、純資産は増加しております。総資産は投融資資産の減損・引当等により減少しております。
７．第18期においては、法人事業の利益率向上及び保険事業の拡大により売上高・営業利益は増加しました。また上場有価証券の一部売却により経常利益及び当期純利益も増加いたしました。
８．第19期（当期）については、前記「１．企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

Ⅱ．企業集団及び会社の概況（平成18年３月31日現在）

１．主要な事業内容

当社の企業集団（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社光通信）、連結子法人等104社及び持分法適用会社34社により構成されております。当社は、持株会社として企業集団全般の経営管理を担い、各事業子会社・関連会社におきまして、「法人事業」、「保険事業」、「ＳＨＯＰ事業」及び「ベンチャーファンド事業」を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容等
法人事業	主に中小企業向けのOA機器販売 各種通信サービスの加入取次ぎ 中小企業向け簡易業務サポート等の提供 インターネット広告の提供やウェブサイト運営
保険事業	テレマーケティング手法による保険代理店事業
ＳＨＯＰ事業	店舗における携帯電話の新規加入及び機種変更手続きに関する代理店業務ならびに携帯電話端末の販売等
ベンチャーファンド事業	ベンチャー・キャピタルファンドの企画・運用

２．企業集団の主要な事業所

本社	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
営業所	池袋、立川、千葉、横浜、埼玉、小山、名古屋、大阪、新潟、京都、広島、岡山、福岡、沖縄他（当社を含む企業集団全体の営業所）
店舗	462店舗（当社を含む企業集団全体の店舗数）

３．株式の状況

(1) 会社が発行する株式の総数

普通株式　180,878,968株

無議決権株式　50,000,000株

(2) 発行済株式総数及び資本金

発行済株式総数　普通株式　58,160,342株

資本金　54,016百万円

(3) 当期中の株式の発行

区　分	発行した株式の数	増加した資本金
新株引受権の権利行使による新株発行	126,700株	76百万円
新株予約権の権利行使による新株発行	313,900株	450百万円
合　計	440,600株	526百万円

(4) 株主数　14,825名

(5) １単元の株式数　100株

(6) 大株主

株　主　名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	出資比率	持 株 数	出資比率
	株	%	株	%
重　田　康　光	19,482,474	33.50	—	—
有限会社光パワー	13,588,300	23.36	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,440,500	4.20	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,986,800	3.42	—	—
ルクセンブルグ オフショア ジャスディック レンディング アカウント	1,196,700	2.06	—	—
野村信託銀行株式会社（投信口）	774,800	1.33	—	—
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社1口	579,900	1.00	—	—
ステート ストリート バンク トラスト カンパニー	534,000	0.92	—	—
クレディ スイス チューリッヒ レジデント トウキョウ	510,200	0.88	—	—
クリアストリーム バンキング エス エー	478,870	0.82	—	—

４．自己株式の取得、処分等及び保有

(1) 単元未満株の買取請求による取得株式

株式の種類　普通株式

株式数　277株

取得価額の総額　2百万円

(2) 自己株式の処分等

当期における自己株式の処分等はございません。

(3) 期末における保有状況

株式の種類	普通株式
株式数	146,279株

５．新株予約権の発行

(1) 現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成14年８月９日	平成14年12月16日	平成15年７月10日
新株予約権の数	637個	3個	1,448個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	63,700株	300株	144,800株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償

発行決議の日	平成15年11月25日	平成16年８月31日	平成17年２月25日
新株予約権の数	4,179個	1,730個	680個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	417,900株	173,000株	68,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償

発行決議の日	平成17年９月５日	平成17年12月５日	平成17年12月22日
新株予約権の数	1,700個	1,000個	1,605個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	170,000株	100,000株	160,500株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償

（注）新株予約権の数は当期末現在における未行使残高を記載しております。

(2) 当営業年度中に株主以外の者に対して特に有利な条件で発行した新株予約権

・平成17年９月５日開催の取締役会決議に基づき、平成17年９月５日、次のとおりストックオプションとして新株予約権を発行しました。

① 発行した新株予約権の数　1,700個

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式　170,000株
（新株予約権１個につき100株）

③ 発行価額　無償とする

④ 権利行使時の１株当たりの払込金額　8,221円

⑤ 行使期間　平成19年９月５日から
平成22年９月４日まで

⑥ 行使の条件

ⅰ）対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。ただし、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定める正当な理由がある場合はこの限りでない。

ⅱ）対象者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

ⅲ）対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

ⅳ）その他の条件については、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

⑦ 消却の事由及び条件

ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で消却することができる。

ⅱ）対象者が新株予約権行使の条件ⅰ）に定める規定により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合、会社は、取締役会決議をもって、当該対象者に対して発行した新株予約権を無償で消却することができる。

⑧ 有利な条件の内容

当社の取締役に対し、新株予約権を無償で発行しました。

⑨　割当を受けた者の氏名、新株予約権の数

当社取締役

和　田　英　明　　1,000個

中　村　達　也　　700個

・平成17年12月５日開催の取締役会決議に基づき、平成17年12月５日、次のとおりストックオプションとして新株予約権を発行しました。

①　発行した新株予約権の数　　1,000個

②　新株予約権の目的となる株式の種類及び数　　普通株式　100,000株（新株予約権１個につき100株）

③　発行価額　　無償とする

④　権利行使時の１株当たりの払込金額　9,120円

⑤　行使期間　　平成19年12月５日から平成22年12月４日まで

⑥　行使の条件

ⅰ）対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。ただし、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定める正当な理由がある場合はこの限りでない。

ⅱ）対象者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

ⅲ）対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

ⅳ）その他の条件については、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

⑦　消却の事由及び条件

ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で消却することができる。

ⅱ）対象者が新株予約権行使の条件ⅰ）に定める規定により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合、会社は、取締役会決議をもって、当該対象者に対して発行した新株予約権を無償で消却することができる。

⑧　有利な条件の内容

当社の取締役に対し、新株予約権を無償で発行しました。

⑨　割当を受けた者の氏名、新株予約権の数

当社取締役

齋　藤　正　秀　　1,000個

・平成17年12月22日開催の取締役会決議に基づき、平成17年12月22日、次のとおりストックオプションとして新株予約権を発行しました。

①　発行した新株予約権の数　　1,605個

②　新株予約権の目的となる株式の種類及び数　　普通株式　160,500株（新株予約権１個につき100株）

③　発行価額　　無償とする

④　権利行使時の１株当たりの払込金額　10,800円

⑤　行使期間　　平成19年12月22日から平成22年12月21日まで

⑥　行使の条件

ⅰ）対象者が当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員である場合は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。ただし、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定める正当な理由がある場合はこの限りでない。

ⅱ）対象者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

ⅲ）対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。

ⅳ）その他の条件については、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

⑦　消却の事由及び条件

ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で消却することができる。

ⅱ）対象者が新株予約権行使の条件ⅰ）に定める規定により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合、会社は、取締役会決議をもって、当該対象者に対して発行した新株予約権を無償で消却することができる。

⑧　有利な条件の内容

当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行しました。

⑨　割当を受けた者の氏名、新株予約権の数

当社取締役		当社従業員	
中　村　達　也	300個	豊　田　繁太郎	30個
		山　本　康　二	30個
		眞　下　弘　和	30個
		宮　本　憲　英	30個
		大和田　征　矢	30個
		大　坂　秀　二	30個
		石　田　　修	30個
		佐　假　利　明	30個
		市　川　高　永	30個
		渡　辺　将　敬	30個
		上　村　陽　介	30個
		佐々木　　剛	30個
		西　本　　洋	30個

⑩　当社従業員に対して発行した新株予約権の状況

区　　分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	付与した者の総数
当社従業員	1,305個	普通株式　130,500株	182名

６．従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区　　分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　子	3,143名	110名減	27.2歳	2.1年
女　　子	1,144名	191名減	26.5歳	1.6年
合計又は平均	4,287名	301名減	27.0歳	2.0年

（注）１．最近１年間における臨時従業員の平均雇用人数（１日８時間換算）は2,895名であります。
２．従業員の定年は、満60歳に達した月の月末日としております。
３．従業員は平成17年３月31日現在と比較し、301名減少しております。

② 当社の従業員の状況

区　　分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　子	244名	91名減	30.5歳	3.1年
女　　子	93名	57名減	26.2歳	2.2年
合計又は平均	337名	148名減	29.3歳	2.9年

（注）１．上記従業員数には、関係会社に出向中の従業員及び臨時従業員を含めておりません。関係会社からの出向者は、上記従業員数に含めております。
２．最近１年間における臨時従業員の平均雇用人数（１日８時間換算）は58名であります。
３．従業員の定年は、満60歳に達した月の月末日としております。
４．従業員は平成17年３月31日現在と比較し、148名減少しております。

7．企業結合の状況

(1) 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイ・イーグループ	1,822百万円	100.00% (100.00%)	OA機器の販売及びメンテナンス
株式会社コール・トゥ・ウェブ	3,599百万円	100.00% (100.00%)	テレマーケティング手法による各種通信サービスの加入取次ぎ及びOA機器販売
ｅ－まちタウン株式会社	1,410百万円	75.72% (5.39%)	メディア広告事業・ホスティング事業
株式会社ベストパートナー	50百万円	100.00%	各種業務請負業・広告代理業
株式会社ビジネスパートナー	10百万円	100.00%	集金代行事業・リース事業
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	100百万円	100.00% (100.00%)	テレマーケティング手法による保険サービスの販売
株式会社ディージーネットワークス	90百万円	100.00%	移動体通信機器の販売
株式会社ジェイ・コミュニケーション	90百万円	100.00% (100.00%)	移動体通信機器の販売
株式会社オービーエム	50百万円	98.71% (1.44%)	移動体通信機器の販売
株式会社ハンディホン	495百万円	65.99% (65.99%)	移動体通信機器の販売
株式会社エイチ・ティ・シー	100百万円	100.00%	投資事業組合財産の管理・運用
株式会社フィッツ・アセット・マネジメント	10百万円	100.00% (100.00%)	投資事業組合財産の管理・運用

(注) 議決権比率欄の（ ）内は、当社の子法人等が所有する議決権比率を内数で示しております。

(2) 企業結合の経過

複写機等のOA機器の販売、マイラインやブロードバンド等の通信サービスの販売等の法人事業の販売インフラを強化するため、販売子会社31社を設立しました。

(3) 企業結合の成果

前記の重要な子法人等を含め、連結子法人等は104社、持分法適用会社は34社であります。当期の連結売上高は192,837百万円、連結当期純利益は20,569百万円となりました。

8．主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		株式数	出資比率
	百万円	株	%
株式会社みずほコーポレート銀行	5,000	―	―

9．取締役及び監査役

地位	氏名	会社における担当又は主な職業
代表取締役会長	重田康光	
代表取締役社長	玉村剛史	
取締役	儀同康	管理本部長
取締役	山田敏広	OA機器事業本部長
取締役	和田英明	ネットワーク事業本部長
取締役	齋藤正秀	フィナンシャル事業本部長
取締役	中村達也	企業調査部長
常勤監査役	西島義隆	
監査役	梶本道雄	社団法人東京都警備業協会専任講師
監査役	田中稔	公認会計士
監査役	髙野一郎	弁護士

（注）1．監査役　梶本道雄、田中 稔及び髙野一郎は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

2．取締役及び監査役の異動

平成17年６月24日

取締役	中村達也	就任
監査役	西島義隆	就任
監査役	髙野一郎	就任
監査役	須賀　聰	退任
監査役	植松　勲	退任

10. 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	定額報酬		賞与金		退職慰労金	
	支給人員（名）	支給額（百万円）	支給人員（名）	支給額（百万円）	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役	7	47	4	300	―	―
監査役	6	23	―	―	2	4
計	13	71	4	300	2	4

（注）１．取締役報酬は、平成12年11月22日開催の定時株主総会の決議により年額300百万円（月25百万円）以内であります。
２．監査役報酬は、平成12年11月22日開催の定時株主総会の決議により年額40百万円（月３百万円）以内であります。
３．期末人員は取締役７名、監査役４名であります。

11. 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社及び子法人等が支払うべき報酬等の額の合計額
208百万円

② ①の合計額のうち、財務書類の監査・証明業務の対価として支払うべき金額の合計額
208百万円

③ ②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額
134百万円

（注）この営業報告書に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**53,559**	**流動負債**	**39,243**
現金及び預金	14,807	支払手形及び買掛金	14,298
受取手形及び売掛金	22,346	短期借入金	5,000
有価証券	449	一年以内償還予定の社債	1,600
営業投資有価証券	15,199	未払金	10,124
たな卸資産	3,955	未払法人税等	1,312
未収金	2,971	前受金	3,340
繰延税金資産	4,387	賞与引当金	604
その他	1,382	その他	2,963
営業投資損失引当金	△ 11,575	**固定負債**	**18,900**
貸倒引当金	△ 365	社債	10,000
固定資産	**130,052**	長期借入金	47
有形固定資産	**8,438**	長期前受金	6,653
建物及び構築物	3,198	役員退職慰労引当金	108
機械装置及び運搬具	9	繰延税金負債	1,146
工具器具備品	2,954	その他	942
土地	2,275	**負債の部合計**	**58,143**
無形固定資産	**1,850**	(少数株主持分)	
連結調整勘定	834	**少数株主持分**	**9,043**
その他	1,016	**少数株主持分合計**	**9,043**
投資その他の資産	**119,763**	(資本の部)	
投資有価証券	112,884	**資本金**	**54,016**
長期貸付金	1,730	**資本剰余金**	**25,050**
敷金保証金	4,315	**利益剰余金**	**25,521**
破産債権等	1,387	**その他有価証券評価差額金**	**12,508**
繰延税金資産	464	**為替換算調整勘定**	**△ 0**
その他	1,740	**自己株式**	**△ 670**
貸倒引当金	△ 2,758	**資本の部合計**	**116,424**
資産の部合計	**183,612**	**負債、少数株主持分及び資本の部合計**	**183,612**

連結損益計算書

（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）

（単位：百万円）

科目			金	額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		
		売上高		192,837
		営業費用		
		売上原価	83,289	
		販売費及び一般管理費	82,203	165,493
		営業利益		27,344
	営業外損益の部	営業外収益		
		受取利息	50	
		受取配当金	435	
		投資有価証券売却益	1,931	
		投資事業組合等収益	263	
		連結調整勘定償却額	373	
		その他	715	3,768
		営業外費用		
		支払利息	125	
		持分法による投資損失	234	
		貸倒引当金繰入額	331	
		支払手数料	63	
		その他	449	1,204
		経常利益		29,908
特別損益の部		特別利益		
		投資有価証券売却益	76	
		子会社株式売却益	759	
		持分変動によるみなし売却益	370	
		貸倒引当金戻入益	214	1,420
		特別損失		
		固定資産除売却損	434	
		投資有価証券評価損	65	
		投資有価証券売却損	4	
		連結調整勘定一時償却費	233	
		減損損失	90	
		その他	47	875
		税金等調整前当期純利益		30,452
		法人税、住民税及び事業税	1,936	
		法人税等調整額	3,671	5,608
		少数株主利益		4,274
		当期純利益		20,569

Ⅰ 連結の範囲及び持分法の適用範囲

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の状況

①連結子法人等の数	104社
②主要な連結子法人等の名称	㈱アイ・イーグループ ㈱コール・トゥ・ウェブ ｅ－まちタウン㈱ ㈱ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング ㈱ジェイ・コミュニケーション ㈱エイチ・ティ・シー ㈱フィッツ・アセット・マネジメント

(2) 非連結子法人等の状況

①主要な会社の名称	㈱コール・トゥ・ウェブ岩手 ㈱コール・トゥ・ウェブ水戸
②連結の範囲から除いた理由	非連結子法人等はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子法人等及び関連会社の状況

①持分法を適用した非連結子法人等及び関連会社の数	34社
②主要な会社等の名称	㈱釣りビジョン ㈱ネットワークコミュニケーション

(2) 持分法を適用していない非連結子法人等及び関連会社の状況

①主要な会社の名称	アドゲーター㈱
②持分法を適用しない理由	連結純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の営業年度に係る計算書類又は仮決算に基づく計算書類を使用しております。

３．連結の範囲及び持分法適用の範囲の変更に関する事項

(1) 連結の範囲の変更

①愛知タウン㈱他24社及び３事業体は新規設立により、連結の範囲に加えております。

②テレコムサービス㈱他６社は株式の取得により、連結の範囲に加えております。

③㈱フルキャストテレマーケティング他１社は株式の追加取得により、持分法適用関連会社から連結の範囲へと加えております。

④ＨＴＣパートナーズ，Ｌ．Ｐ．他２事業体は昨今の情勢変化に鑑み、連結の範囲に加えております。

⑤㈱ジェイ・ティ・シーは他の連結子法人等に吸収合併されたことにより、連結の範囲から除外しております。

⑥㈱ＩＪＴ他４社は株式の売却等により、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用範囲の変更

①㈱ソニア・パートナーズ他６社は新規設立により持分法適用の範囲に加えております。

②㈱ビープラス他１社は株式の取得により、持分法適用の範囲に加えております。

③㈱イーサポート他２社は株式の売却により連結の範囲から持分法適用の範囲へと加えております。

④㈱エースコミュニケーションズは清算により持分法適用の範囲から除外しました。

⑤㈱フルキャストテレマーケティング他１社は株式の追加取得により連結子法人等となりましたので、持分法適用の範囲から除外しました。

４．連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、ｅ－まちタウン㈱他４社の決算日が９月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、３月末日での仮決算に基づく計算書類を使用しております。

大連愛光通信服務有限公司の決算日が12月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、３月末日での仮決算に基づく計算書類を使用しております。

連結子法人等のうち、ＨＴＣパートナーズ，Ｌ．Ｐ．他２事業体の決算日が５月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、２月末日での仮決算に基づく計算書類を使用しております。

Ⅱ 重要な会計方針

１．資産の評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部資本直入法により処理しております。また、売却原価は、移動平均法により計算しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合等への出資

……入手可能な直近の決算書に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち、当社の持分相当額を投資事業組合等損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券に加減する方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商　品……総平均法による原価法

貯蔵品……最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……主として定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

無形固定資産……定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用……定額法

３．繰延資産の処理方法

新株発行費……支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費……支出時に全額費用として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金及び営業投資損失引当金……投資先に対する投資損失の発生に備えるため、財政状態等を勘案し必要と認められる金額を計上しております。

(3) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金……役員の退職による退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程による要支給額を計上しております。

5．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、存外子会社等の資産、負債、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

6．重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7．重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を充たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

将来の金利変動に係わる市場リスクのある借入金の利息

(3) ヘッジ方針

金利スワップは、借入金の金利変動を回避する目的で行っており、ヘッジ対象の識別は、個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

８．連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

９．連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、５年間で均等償却を行っておりますが、金額が僅少なものについては発生時一時償却を行っております。

10．消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。

11．連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

当期より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号平成15年10月31日）を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は90百万円減少しております。

(記載方法の変更)

「出資金」は、前期において区分掲記しておりましたが、区分掲記の基準以下となりましたため、当期から投資その他の資産の「その他」に含めて表示することとしました。なお、当期末の「出資金」は32百万円であります。

Ⅲ 連結貸借対照表関係注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　　3,213百万円

２．担保に供している資産

【資産名】	【金額】
定期預金	326百万円
土地	2,153百万円
建物	975百万円
投資有価証券	3,978百万円

３．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅳ 連結損益計算書関係注記

１．１株当たり当期純利益　　349円80銭

２．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月28日

株式会社　光　通　信
　取締役会　御中

あ　ず　さ　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　亀　岡　義　一　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　酒　井　弘　行　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　山　田　治　彦　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の２第３項の規定に基づき、株式会社光通信の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第19期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法ならびに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社光通信及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第19期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会の定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

２．監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．各監査役間にて異なる監査意見はございません。

４．後発事象（重要な後発事象がある場合）

特にございません。

平成18年５月31日

株式会社光通信　監査役会

常勤監査役　西　島　義　隆　㊞

監　査　役　梶　本　道　雄　㊞

監　査　役　田　中　　稔　㊞

監　査　役　髙　野　一　郎　㊞

（注）監査役梶本 道雄、田中 稔及び髙野 一郎は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

（平成18年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**19,268**	**流動負債**	**41,102**
現金及び預金	715	買掛金	396
売掛金	1,089	短期借入金	5,000
貯蔵品	5	関係会社短期借入金	23,916
前渡金	45	一年以内償還予定の社債	1,600
前払費用	332	未払金	5,979
繰延税金資産	1,800	未払費用	55
短期貸付金	46	未払法人税等	122
関係会社短期貸付金	9,613	前受金	2,677
未収金	5,640	預り金	450
その他	73	賞与引当金	116
貸倒引当金	△ 94	その他	788
固定資産	**141,872**	**固定負債**	**19,866**
有形固定資産	**4,708**	社債	10,000
建物	1,444	長期前受金	6,653
構築物	4	繰延税金負債	1,486
車輌運搬具	1	役員退職慰労引当金	108
工具器具備品	1,076	その他	1,616
土地	2,180	**負債の部合計**	**60,969**
無形固定資産	**737**	（資本の部）	
営業権	101	**資本金**	**54,016**
ソフトウェア	515		
電話加入権	121	**資本剰余金**	**25,604**
投資その他の資産	**136,426**	資本準備金	25,604
投資有価証券	110,001		
関係会社株式	11,265	**利益剰余金**	**8,935**
関係会社社債	90	当期未処分利益	8,935
その他の関係会社有価証券	2,085		
関係会社出資金	134	**その他有価証券評価差額金**	**12,287**
長期貸付金	153		
従業員長期貸付金	258	**自己株式**	**△ 670**
関係会社長期貸付金	9,079	**資本の部合計**	**100,171**
破産債権等	106		
長期前払費用	52		
営業差入保証金	463		
敷金保証金	3,102		
その他	113		
貸倒引当金	△ 481		
資産の部合計	**161,141**	**負債及び資本の部合計**	**161,141**

損　益　計　算　書

（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）

（単位：百万円）

科目			金	額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		
		売上高		26,204
		営業費用		
		売上原価	6,196	
		販売費及び一般管理費	15,673	21,869
		営業利益		4,334
	営業外損益の部	営業外収益		
		受取利息	164	
		有価証券利息	22	
		受取配当金	3,188	
		投資有価証券売却益	1,910	
		投資事業組合等収益	2,739	
		受取賃貸料	1,551	
		雑収入	190	9,768
		営業外費用		
		支払利息	198	
		社債利息	68	
		貸倒引当金繰入額	325	
		支払賃借料	1,329	
		雑損失	242	2,164
		経常利益		11,938
特別損益の部		特別利益		
		投資有価証券売却益	2	
		関係会社株式売却益	461	
		貸倒引当金戻入益	1,603	
		営業譲渡益	523	2,591
		特別損失		
		固定資産除売却損	112	
		関係会社株式売却損	23	
		投資有価証券評価損	5	
		関係会社株式評価損	2,105	2,246
		税引前当期純利益		12,284
		法人税、住民税及び事業税	898	
		法人税等調整額	4,994	5,893
		当期純利益		6,390
		前期繰越利益		2,544
		当期未処分利益		8,935

Ⅰ 重要な会計方針

１．資産の評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部資本直入法により処理しております。また、売却原価は、移動平均法により計算しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合等への出資……入手可能な直近の決算書に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち当社の持分相当額を投資事業組合等損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券に加減する方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商　品……総平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……主として定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

無形固定資産……定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用……定額法

３．繰延資産の処理方法

新株発行費……支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費……支出時に全額費用として処理しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞　与　引　当　金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金……役員の退職による退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程による期末要支給額を計上しております。
なお、役員退職慰労引当金は商法施行規則第43条に定める引当金であります。

５．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。

７．連結納税制度
連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)
当期より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号平成15年10月31日）を適用しておりますが、これによる損益に与える影響はありません。

(追加情報)
当社子会社が運営する投資事業組合に対する出資は前事業年度において貸借対照表の「投資有価証券」に含めて表記しておりましたが、当事業年度より当該投資事業組合を当社の連結の範囲に加えることとしたため、「その他の関係会社有価証券」として表記しております。
なお、前事業年度の「投資有価証券」に含まれる当該出資の額は、3,020百万円であります。

Ⅱ 貸借対照表関係注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　　1,283百万円

２．関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	18,147百万円
長期金銭債権	5,450百万円
短期金銭債務	29,860百万円
長期金銭債務	7,507百万円

３．担保に供している資産

【資産名】	【金額】
定期預金	100百万円
土地	2,153百万円
建物	975百万円
投資有価証券	3,978百万円

４．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	236	百万円
投資有価証券評価損否認	3,211	
関係会社株式評価損否認	14,311	
投資事業組合等損失否認	1,456	
貸倒損失否認	2,426	
連結法人間譲渡損繰延	3,655	
繰越欠損金	4,507	
その他	176	
繰延税金資産小計	29,982	
評価性引当額	△21,123	
繰延税金資産合計	8,859	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	8,545	
繰延税金負債合計	8,545	
繰延税金資産の純額	313	

なお、当社は連結納税制度を採用しており、評価性引当額の内訳は以下のとおりです。

法人税	14,094	百万円
住民税	3,169	
事業税	3,858	
合　計	21,123	

５．配当制限

商法施行規則第124条第３号に規定されている、時価を付したことにより増加した純資産額は12,287百万円であります。

６．発行済株式総数及び自己株式

発行済株式総数	普通株式	58,160,342株
自己株式	普通株式	146,279株

７．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅲ 損益計算書関係注記

１．関係会社との間の取引高

売上高	16,871百万円
その他の営業取引高	6,711百万円
営業取引以外の取引高	12,136百万円

２．１株当たり当期純利益　104円26銭

３．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

利 益 処 分 案

（単位：円）

摘　　要	金　　額
当 期 未 処 分 利 益	8,935,366,362
計	**8,935,366,362**
これを次のとおり処分いたします。 配 当 金 （1株につき40円）	2,320,562,520
取 締 役 賞 与 金	370,000,000
計	**2,690,562,520**
次 期 繰 越 利 益	**6,244,803,842**

（注）配当金は、自己株式146,279株を除いて計算しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月28日

株式会社　光　通　信

取締役会　御中

あ　ず　さ　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　亀　岡　義　一　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　酒　井　弘　行　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　山　田　治　彦　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、株式会社光通信の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第19期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案ならびに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法ならびに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第19期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会の定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

２．監査の結果

(1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等に関しても取締役の義務違反は認められません。

平成18年５月31日

株式会社光通信　監査役会

常勤監査役　西　島　義　隆　㊞

監　査　役　梶　本　道　雄　㊞

監　査　役　田　中　　稔　㊞

監　査　役　髙　野　一　郎　㊞

注）監査役梶本 道雄、田中 稔及び髙野一郎は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　第19期利益処分案承認の件

本議案の内容は、前記添付書類（36頁）に記載のとおりであります。

当期の利益処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保にも意を用い、本議案のとおりとさせていただきたいと存じます。

当期の利益配当金につきましては、前期と同様の株主配当金１株につき40円とさせていただきたいと存じます。

また、取締役賞与金につきましては、当期の業績等を考慮して、当期末の取締役７名に対して３億７千万円支給させていただきたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更定款案のとおりに変更いたしたいと存じます。

１．変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）が平成18年５月１日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

① インターネットの普及を考慮しまして、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供を可能とする規定を新設するものであります（変更定款案第16条）。

② 株主総会の効率的な運営を図るため、株主総会における代理人の人数を１名に限定するものであります（変更定款案第18条第１項）。

③ 経営をめぐる様々な状況の変化に応じて、取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります（変更定款案第29条）。

④ 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります（変更定款案第44条第２項）。

⑤ 会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるように、会計監

査人との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります（変更定款案第47条第２項）

⑥　機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能にするための規定を新設するものであります（変更定款案第49条）。

⑦　上記のほか、会社法が施行されることに伴い、必要な規定の加除及び表現の変更ならびに条数の整備等所要の変更を行うものであります。

なお、整備法に定める経過措置の規定により、平成18年５月１日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

①　当会社に、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め（変更定款案第４条）。

②　当会社は株券を発行する旨の定め（変更定款案第９条）。

③　当会社は株主名簿管理人を置く旨の定め（変更定款案第12条）。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　更　定　款　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条（商号）	第１条（商号）
（条文省略）	（現行どおり）
第２条（目的）	第２条（目的）
（条文省略）	（現行どおり）
第３条（本店の所在地）	第３条（本店の所在地）
（条文省略）	（現行どおり）
（新設）	第４条（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
第４条（公告の方法）	第５条（公告の方法）
（条文省略）	（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第５条（発行する株式の総数） 当会社の発行する株式の総数は、230,878,968株とし、このうち180,878,968株は普通株式、50,000,000株はＡ種株式とする。但し、普通株式につき消却が行われた場合、又はＡ種株式につき消却もしくは普通株式への転換が行われた場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、230,878,968株とし、このうち180,878,968株は普通株式、50,000,000株はＡ種株式とする。
第５条の２（自己株式の取得） 当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第７条（自己株式の取得） 当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。
第６条（Ａ種株式）	第８条（Ａ種株式）
（条文省略）	（現行どおり）
（新設）	第９条（株券の発行） 当会社は、全部の種類の株式に係る株券を発行する。

現　　行　　定　　款	変　更　定　款　案
第７条（１単元の株式の数） 当会社が発行する１単元の株式の数は、100株とする。 ２．当会社は、１単元に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）の数を表示した株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 第８条（株式取扱規程） 当会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。 第９条（名義書換代理人） 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ２．名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ３．当会社の株主名簿、実質株主名簿（以下、株主名簿等という。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、株券喪失登録及び単元未満株式の買取り等株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。 第10条（基準日） 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ２．　　（条文省略）	第10条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 当会社の単元株式数は、100株とする。 ２．当会社は、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。 第11条（株式取扱規程） 当会社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。 第12条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ３．当会社の株主名簿等、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株主名簿等及び株券登録喪失簿ならびに新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 第13条（基準日） 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２．　　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　更　定　款　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第11条（招集）	第14条（招集）
（条文省略）	（現行どおり）
第12条（招集権者及び議長）	第15条（招集権者及び議長）
（条文省略）	（現行どおり）
（新設）	第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第13条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 ２．商法第343条第１項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数で行う。	第17条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
第14条（議決権の代理行使） 株主又はその法定代理人が代理人をして議決権を行使せしめようとするときは、当会社の議決権を有する株主に限り、委任することができる。 ２．前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。	第18条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２．前項の場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。
第15条（株主総会の議事録） 株主総会の議事については、議事録を作成することを要する。	第19条（株主総会の議事録） 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

現　　行　　定　　款	変　更　定　款　案
２．議事録には、株主総会の議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。	（削除）
第４章　取締役、代表取締役及び取締役会	第４章　取締役、代表取締役及び取締役会
第16条（取締役の員数）	第20条（取締役の員数）
（条文省略）	（現行どおり）
第17条（取締役の選任方法）	第21条（取締役の選任方法）
取締役は、株主総会において選任する。	取締役は、株主総会の決議によって選任する。
２．取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．　　（条文省略）	３．　　（現行どおり）
第18条（取締役の任期）	第22条（取締役の任期）
取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	（削除）
第19条（役付取締役）	第23条（役付取締役）
取締役会はその決議により、取締役の中から、社長１名を置き業務上必要があるときは会長、副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を置くことができる。	取締役会はその決議によって、取締役の中から、社長１名を選定し、業務上必要があるときは会長、副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。
第20条（代表取締役）	第24条（代表取締役）
会長及び社長は、当会社を代表する。	会長及び社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。
２．前項の他、業務上必要があるときは、取締役会の決議により当会社を代表すべき取締役若干名を選任することができる。	２．前項の他、業務上必要があるときは、取締役会の決議によって当会社を代表すべき取締役若干名を選定することができる。
第21条（取締役の分掌）	第25条（取締役の分掌）
（条文省略）	（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　更　定　款　案
第22条（取締役会の招集権者及び議長） （条文省略） 第23条（取締役会の招集通知） （条文省略） ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。 第24条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。	第26条（取締役会の招集権者及び議長） （現行どおり） 第27条（取締役会の招集通知） （現行どおり） ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第28条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
（新設）	第29条（取締役会決議の省略） 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決とする旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。
第25条（取締役会の議事録） （条文省略） ２．議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。	第30条（取締役会の議事録） （現行どおり） ２．議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。
第26条（取締役会規程） （条文省略）	第31条（取締役会規程） （現行どおり）
第27条（取締役の報酬） 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	第32条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

現　　行　　定　　款	変　更　定　款　案
第28条（取締役の責任免除） 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の商法第266条第１項第５号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により商法第266条第12項、同条第17項及び同条第18項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	第33条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める限度において免除することができる。
第29条（社外取締役の責任限定契約） 当会社は、商法第188条第２項第７号ノ２に定める社外取締役との間で爾後当該社外取締役が商法第266条第１項第５号の行為により当会社に損害を与えた場合において、当該社外取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、１千万円以上であらかじめ定める金額又は商法第266条第19項各号に定める金額の合計額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。	第34条（社外取締役の責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、１千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令の定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第30条（監査役の員数） （条文省略）	第35条（監査役の員数） （現行どおり）
第31条（監査役の選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	第36条（監査役の選任方法） 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
第32条（監査役の任期） 監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．　（条文省略）	第37条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　更　定　款　案
第33条（常勤監査役） 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	第38条（常勤監査役） 監査役は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
第34条（監査役会の招集通知） （条文省略）	第39条（監査役会の招集通知） （現行どおり）
第35条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。	第40条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
第36条（監査役会の議事録） 監査役会の議事については、議事録を作成することを要する。	第41条（監査役会の議事録） 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。
２．議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。	（削除）
第37条（監査役会規程） （条文省略）	第42条（監査役会規程） （現行どおり）
第38条（監査役の報酬） 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	第43条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
第39条（監査役の責任免除） 当会社は、商法第280条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	第44条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める限度において免除することができる。
（新設）	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、600万円以上であらかじめ定めた額又は法令の定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。

現　　行　　定　　款	変　更　定　款　案
（新設）	第６章　会計監査人
（新設）	第45条（会計監査人の選任） 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（新設）	第46条（会計監査人の任期） 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新設）	第47条（会計監査人の責任免除） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、２億６千万円以上であらかじめ定めた額又は法令の定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。
第６章　計算	第７章　計算
第40条（営業年度） 当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。	第48条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
第41条（利益配当金） 利益配当金は、毎年３月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。 ２．利益配当金がその支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は支払い義務を免れるものとする。	第49条（剰余金の配当等） 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。 ２．当会社は、会社法第459条第１項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

現　　行　　定　　款	変　更　定　款　案
（新設）	３．当会社は毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。
第42条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議により、毎年９月末日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ５の規定に基づき金銭の分配（中間配当という）をすることができる。	第50条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
２．中間配当金については、前条第２項の規定を準用する。	（削除）
（新設）	第51条（剰余金の配当等及び中間配当） 剰余金の配当等及び中間配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
第43条（転換社債の転換の時期と配当金） （条文省略）	第52条（転換社債の転換の時期と配当金） （現行どおり）

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化をはかるため２名増員し、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社株式数
1	重田康光 （昭和40年２月25日）	昭和63年２月　当社設立 代表取締役社長 平成３年６月　有限会社光パワー設立 取締役社長（現任） 平成12年11月　当社最高経営責任者 （現任） 平成13年９月　株式会社アイ・イーグループ代表取締役会長 平成14年５月　株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング代表取締役会長 平成15年４月　株式会社コール・トゥ・ウェブ代表取締役会長 平成15年６月　当社代表取締役会長 （現任）	19,482,474株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式数
2	玉村剛史 (昭和45年７月16日)	平成３年４月　当社入社 平成８年８月　移動体九州事業部長 平成８年11月　当社取締役 平成11年９月　情報通信事業統括本部情報通信事業本部長 平成11年11月　当社常務取締役 平成12年11月　当社最高執行責任者（現任） 平成13年９月　株式会社アイ・イーグループ代表取締役社長 株式会社ファイブエニー代表取締役社長 法人事業本部長 平成13年11月　当社取締役副社長 平成14年７月　株式会社コール・トゥ・ウェブ代表取締役社長 平成14年12月　株式会社ベストパートナー代表取締役社長 平成15年３月　株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング代表取締役社長 平成15年６月　当社代表取締役社長（現任） 平成17年７月　株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング代表取締役社長	441,270株
3	儀同康 (昭和38年８月31日)	昭和62年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成４年４月　当社入社 平成６年２月　経営企画室長 平成７年４月　当社取締役 総務部長 平成７年９月　人事部長 平成９年９月　総務本部長 平成９年12月　管理本部長 平成11年11月　当社常務取締役 平成13年11月　当社取締役（現任） 管理本部長（現任） 平成16年３月　株式会社アイ・イーグループ取締役（現任） 平成16年12月　株式会社クレイフィッシュ取締役（現任） （同社は平成18年２月にe-まちタウン株式会社に商号変更）	301,946株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式数
4	和田英明 (昭和48年12月13日)	平成９年４月　当社入社 平成14年４月　ネットワーク事業部長 平成15年４月　TM事業本部長 平成15年10月　株式会社コール・トゥ・ウェブ代表取締役社長（現任） 平成16年２月　TM事業本部長兼SHOP事業本部長 平成16年６月　当社取締役（現任） 平成17年４月　株式会社ハンディホン代表取締役社長（同社は平成18年５月合併によりテレコムサービス株式会社に商号変更） 株式会社ジェイ・コミュニケーション代表取締役社長（現任） ネットワーク事業本部長（現任） 平成17年７月　テレコムサービス株式会社代表取締役副社長（現任） 平成17年12月　株式会社インフォサービス代表取締役社長（現任） 株式会社オーク情報通信代表取締役社長（現任） 平成18年２月　株式会社オービーエム代表取締役社長（現任）	14,400株
5	齋藤正秀 (昭和45年10月20日)	平成２年４月　当社入社 平成８年11月　当社取締役 平成11年11月　当社常務取締役 平成12年10月　株式会社コール・トゥ・ウェブ取締役 平成14年５月　株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング取締役 ファイナンシャル事業部長 平成15年４月　フィナンシャル事業本部長（現任） 平成15年11月　株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング代表取締役社長 平成16年６月　当社取締役（現任） 平成18年４月　株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング代表取締役社長（現任）	40,320株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式数
6	中村達也 (昭和31年９月21日)	昭和56年９月　Toyo Trading Ltd.入社 昭和60年５月　野村證券株式会社入社 平成９年10月　クレディスイス信託銀行株式会社入社 平成11年12月　株式会社クエストホールディング入社 平成12年12月　当社入社 平成13年１月　資産管理部長 平成14年12月　財務部長 平成16年８月　投資調査室長 平成17年３月　企業調査部長（現任） 平成17年６月　当社取締役（現任）	11,000株
7	豊田繁太郎 (昭和11年４月10日)	昭和36年４月　三菱商事株式会社入社 昭和60年２月　日本テレコム株式会社常務取締役企画部長 平成２年１月　宇宙通信株式会社取締役営業本部長 平成３年12月　株式会社エイ・エス・ティ常務取締役営業本部長 平成６年６月　日本テレコム株式会社顧問 平成６年10月　株式会社デジタルツーカー中国常務取締役営業企画部長（現社名　ボーダフォン株式会社） 平成12年10月　ジェイフォン西日本株式会社常務取締役中国支社営業部長（現社名　ボーダフォン株式会社） 平成13年９月　当社入社　顧問 当社移動体事業本部長 平成13年11月　当社取締役副社長 平成15年８月　会長室特別顧問 平成16年６月　株式会社ハローコミュニケーションズ代表取締役社長（現任） 平成17年５月　会長補佐特別顧問（現任） 平成17年９月　株式会社Hi-Bit代表取締役社長（現任）	7,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社株式数
8	山本康二 （昭和46年10月22日）	平成７年４月　当社入社 平成11年11月　当社取締役 平成12年12月　株式会社ファイブエニー取締役就任 平成13年６月　株式会社クレイフィッシュ取締役（同社は平成18年２月にe-まちタウン株式会社に商号変更） 平成13年11月　株式会社アイ・イーグループ取締役 平成16年12月　OA機器直販事業本部大手法人事業部長 平成17年４月　株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング取締役 平成17年７月　フィナンシャル事業本部キャリアセールス事業部長 平成18年４月　OA機器事業本部長（現任） 平成18年４月　株式会社アイ・イーグループ代表取締役（現任）	57,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社株式数
9	眞下弘和 （昭和44年１月20日）	平成３年４月　野村證券株式会社入社 平成８年５月　デューク大学フクア・スクール・オブ・ビジネスにて経営学修士（ＭＢＡ）課程修了 平成８年８月　ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル出向　投資銀行部門バイス・プレジデント 平成11年10月　当社入社 平成11年11月　情報通信事業統括本部事業企画本部米国戦略部統轄部長 平成12年４月　株式会社光通信キャピタルに移籍 平成12年10月　当社移籍 経営管理本部　部長兼最高財務責任者 平成12年11月　当社取締役 平成13年11月　事業開発本部長 株式会社アイ・イーグループ取締役 平成16年６月　経営戦略企画室長兼事業開発本部長（現任）	159,400株

（注）当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第４号議案　取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成12年11月22日開催の第13回定時株主総会において総額３億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及びこのたびの取締役の増員等諸般の事情を考慮いたしまして、総額６億円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は７名でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと９名となります。

第５号議案　取締役に対しストックオプションとして発行する新株予約権の決定を取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社の企業価値向上への貢献意欲及び士気をより一層高めることを目的として、従来の金銭による報酬とは別に当社取締役（以下「対象者」という。）に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当該新株予約権は、会社法第361条第１項第３号の規定に基づき、ストックオプションも株主総会の承認が必要な報酬等に含まれるため、取締役の報酬等として付与するものであります。

当社の取締役の報酬等の額については、第４号議案でその改定のご承認をお願いしておりますが、当該報酬枠とは別枠として、現在の経済情勢を考慮してストックオプションの公正価値に相当する報酬等の額として年額17億円の範囲で新株予約権を付与することのご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社取締役は７名でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと９名となります。

１．本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権3,400個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式340,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数（以下に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式

数に上記新株予約権の上限数を乗じて得た額を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様とする。）または株式併合を行う場合には、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、当社が付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲内で付与株式数は調整されるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行

使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、会社分割を行う場合、株式交換を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額は調整されるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

割当日より10年を経過する日までの範囲内で当社取締役会が定める期間とする。

④新株予約権の行使の条件

（ⅰ）権利行使時において当社取締役の地位を保有していることを要する。ただし、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定める正当な理由がある場合はこの限りでない。

（ⅱ）その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ⅰ）新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数はこれを切り上げる。

（ⅱ）新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記（ⅰ）記載の資本金等増加限度額から上記（ⅰ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の取得事由及び条件

（ⅰ）(3)④により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

（ⅱ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当

社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑧組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（ⅰ）交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（ⅱ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（ⅲ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

（ⅳ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記(ⅲ)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（ⅴ）新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了

日までとする。

（vi）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

（vii）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（viii）新株予約権の取得事由及び条件

上記⑥に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使により生じる１株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第６号議案　従業員及び顧問に対しストックオプションとして発行する新株予約権の決定を取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社従業員及び顧問ならびに当社子会社取締役、従業員及び顧問（当社または当社子会社と顧問契約を締結している顧問に限るものとする。以下総称して「対象者」という。）に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

新株予約権を引き受ける対象者の当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上をはかることを目的とし、以下記載の発行要領に基づき、対象者に対して発行価額を無償とする新株予約権を発行するものであります。

２．本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権1,600個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式160,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数（以下に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式

数に上記新株予約権の上限数を乗じて得た額を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様とする。）または株式併合を行う場合には、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲内で付与株式数は調整されるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行

使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、会社分割を行う場合、株式交換を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額は調整されるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

割当日より10年を経過する日までの範囲内で取締役会が定める期間とする。

④新株予約権の行使の条件

（ⅰ）対象者が、権利行使時において当社従業員及び顧問ならびに当社子会社取締役、従業員及び顧問の地位を保有していることを要する。ただし、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定める正当な理由がある場合はこの限りでない。

（ⅱ）その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ⅰ）新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数はこれを切り上げる。

（ⅱ）新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記（ⅰ）記載の資本金等増加限度額から上記（ⅰ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の取得事由及び条件

（ⅰ）⑶④により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

（ⅱ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社と

なる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑧組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（ⅰ）交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（ⅱ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（ⅲ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

（ⅳ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記(ⅲ)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（ⅴ）新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（vi）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

（vii）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（viii）新株予約権の取得事由及び条件

上記⑥に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使により生じる１株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都港区白金台一丁目１番50号
ラディソン都ホテル東京　地下２階「醍醐」の間
電話（03）3447－3111

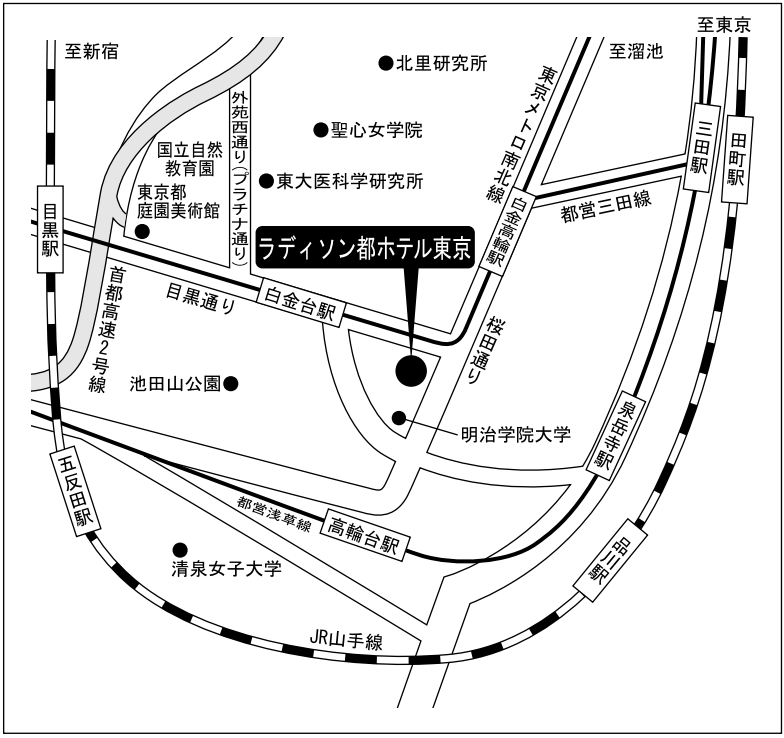

（交通のご案内）
○東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線　白金台駅
〔（Ｎ－02）（Ｉ－02）〕２番出口より徒歩４分
○東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線　白金高輪駅
〔（Ｎ－03）（Ｉ－03）〕１番出口より徒歩７分
○都営バス　目黒駅前乗車　東98系統
（等々力操車所前～東京駅丸の内南口行）「清正公前」下車
○都営バス　目黒駅前乗車　品93系統
（目黒駅前～大井競馬場前行）「白金台駅」下車
○都営バス　品川駅前乗車　品93系統
（大井競馬場前～目黒駅前行）「白金台駅」下車

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。